

平成22年版最新宅建六法(3189) 【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成22年3月16日 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部  
電話 03(3504)0361

【法改正による修正箇所】 法改正情報 本書に、以下のような法改正による修正がございましたので、お知らせいたします。

平成二十二年二月十五日政令第十三号による「宅地建物取引業法施行令の一部改正(平成二十二年四月一日施行)」

第十二条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第十七号中「第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項」を「**第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項**」に、「第六十条第一項」を「**第七十三条第一項**」に改める。

第三条第一項第十八号中「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第三十六条及び第六十条第一項」を「**第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項**」に改める。

【正誤】 本書に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

P497 第二条中

〔1〕新聞・雑誌に掲載」を〔1〕新聞・雑誌広告 新聞又は雑誌に掲載〕に訂正

「ウ 新聞・雑誌広告 前二号に掲げる」を「ウ その他の新聞・雑誌広告 ア及びイに掲げる」に訂正

P500 第10号中4行目 「又は傾斜地を含む」を「は、傾斜地を含む旨及び傾斜地の割合又は面積を明示すること。

ただし、傾斜地の割合が三〇%以上を占めるか否かにかかわらず、傾斜地を含む」に訂正

P500 第10号中7行目 「及びその面積を」を「及び傾斜地の割合又は面積を」に訂正

P502 第19号中 「併記することができる。」を「併記すること。」に訂正

P503 第24号中 「公営水道、専用水道、簡易専用水道又は井戸」を「公営水道(専用水道及び簡易専用水道を含む。)、

私設水道又は井戸」に訂正

同 第33号中 「日本道路公団その他の公団」を「高速道路株式会社法第一条に規定する株式会社」に訂正

P504 第39号中5行目 「最多価格並びにその価格帯」を「最多価格帯並びにその価格帯」に訂正

P508 1段目右3行目 「次の事項」を「次の事業」に、2段目右6行目 「(違反に関する調査)」を「(違反に対

する調査)」に訂正

P510 第一条中(見出し含む) 「値引き」を「値引」に訂正(4か所)

同 第二条第3項第2号中 「その他これに類似」を「その他これらに類似」に訂正

P570 3段目右10行目 「その他国土交通省令で」を「その他国土交通省令・内閣府令で」に訂正

P571 3段目左7行目 「第一項から第三項の」を「第一項から第三項までの」に訂正

P573 1段目左5行目 「国土交通省令の」を「国土交通省令・内閣府令の」に訂正